

②令和6年度報酬改定で新設された加算区分

報酬・加算名	重 度 居 宅 介 護	療 養 介 護	生 活 介 護	短 期 入 所	施 設 入 所 支 援	機 能 訓 練	生 活 訓 練	宿 泊 型 自 立 訓 練	就 労 移 行 支 援	就 労 移 行 支 援	就 労 移 行 支 援 A 型	就 労 移 行 支 援 B 型	就 労 定 着 支 援	自 立 生 活 支 援	共 同 生 活 支 援	地 域 移 行 支 援	地 域 定 着 支 援
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算Ⅰ			◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		
高次脳機能障害支援体制加算			◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		
入浴支援加算			◎														
地域移行支援体制加算					◎												
目標工賃達成加算												◎					
人員配置体制加算															◎		
自立生活支援加算															◎		
障害者支援施設等感染対策 向上加算					◎										◎		
通院支援加算					◎												
地域生活支援拠点等機能強化 加算														◎		◎	◎
地域生活支援拠点等に関する 加算の届出（※2）	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎

◎…令和6年4月から算定する場合、令和5年度と算定する報酬・加算の区分や単位数に変更がない場合も、必ず提出が必要になるもの

○…令和5年度と算定する報酬・加算の区分や単位数に変更がない場合、提出が不要なもの

※1 福祉専門職員配置等加算Ⅰ又は福祉専門職員配置等加算Ⅱを既に算定しており、令和6年4月から福祉専門職員配置等加算Ⅲを併給する場合に限る。

※2 市町村から地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所に限る。